



日本国憲法と人権



毎月11日は「人権を確かめあう日」です

1947（昭和22）年5月3日に施行された「日本国憲法」は、「国民主権（民主主義）」「平和主義」「基本的人権の尊重」を三大原則としており、人権に関しては、第11条（基本的人権）、第13条（個人の尊重と公共の福祉）、第14条（平等原則、貴族制度の否認及び栄転の限界）などで謳われています。

【第11条】（基本的人権）

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

【第13条】（個人の尊重と公共の福祉）

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追及に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

【第14条】（平等原則、貴族制度の否認及び栄転の限界）

すべて国民は、法の下に平等であって、人権、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

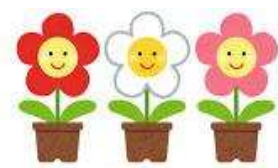
このように、日本国憲法において、基本的人権は侵すことのできない永久不可侵の権利であると謳われており、一人ひとりが人間として大切にされ、生命の安全が守られ、自由や幸せになることが保障され、また、「差別されない権利」が保障されています。

しかし、現実には、今もなお、きびしい差別や人権侵害が人々を苦しめています。私たちは、どのような状況にあっても差別されず、排除されることのない社会を作っていかなければなりません。

人権は、誰もが生まれながらに持っているものであり、かけがえない大切なものです。人権尊重の社会を実現するために、私たち一人ひとりが人権を自分自身にかかわる身近な問題としてとらえ、気づき、考え、行動しましょう。



宇陀市人権啓発活動推進本部



※このピラへのご意見・ご感想は

☎0745-82-2147または jinken@city.uda.lg.jp

2023. 5